

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和8年2月17日(火) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・中平副委員長・首藤委員・谷村委員・米弥委員
田村(大)委員・上田委員・吉津委員・重村委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・杉村次長補佐
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月13日)から付託された事件(議案2件)
9. 傍聴者 2名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前9時54分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年2月17日

総務産業常任委員長

重 廣 正 美

記 録 調 製 者

杉 村 紀 子

— 開会 9:30 —

重廣委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席人数につきまして、委員 9 人でありまして、定足数に達しておりますので、ただ今から総務産業常任委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁につきまして、一問一答方式により、できるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、委員会に付託されました議案 2 件について審査を行います。初めに、議案第 22 号「工事請負契約の一部を変更することについて(小島B防波堤撤去工事(第 2 工区))」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

経済産業部長 補足説明は特にございませぬ。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか

中平委員 議案の参考資料 11 ページ、工事契約の一部を変更することについて、これも大きな 7、主な変更理由のところ、(1)と(2)の増額額と、その他ありましたらご説明願います。

設計技術班長 主な変更理由といたしましては、既設の重力式防波堤の部分が次期工事において若干干渉することが確認されました。また、重力式部分の上部工について比較的大きめのひび割れが確認されましたことから、本工事に合わせて撤去することを追加したものです。また、過年度実施しました調査時から海底地盤の状況が変化しておりましたことから、カーテン版を撤去する部分について、仕様となる土砂の撤去、埋め戻しを追加したことによる増額となっております。

中平委員 増額した額も教えてくれると。その他がありましたらということ。

設計技術班長 増額した額につきましてですが、上部工の撤去につきましては、カーテン版などの撤去が減ったこともありまして、金額的には約 50 万円程度で、あと、土砂の撤去、埋め戻しにつきましての金額になりますが、こちらの方が約 700 万円の増額となっております。

中平委員 (1)と(2)のそれぞれの増額額。で、その他がありましたらという意味でお聞きしたんですが。

設計技術班長 (1)の上部工の撤去の増額費用としましては、金額で、請負でいきますと約 200 万円程度。(2)の土砂の撤去につきましては、諸経費まで含めて約 1,500 万円程度。その他はほぼないかと考えております。

重村委員 それでは、何点か。去年の 6 月議会に追加議案として出されて、この工事

の発注に備える議決が行われて、当初の契約も令和 8 年の 3 月 31 日ということで、期限、工事の期間が今年度中の契約になってます。今回も新たな工事を、税込みで 1,800 万円ぐらいでしたかね、追加工事が発生するけれども、契約内容を見ると、3 月 31 日まで、当初の工期期間と、合わせて大丈夫だという判断で今回の契約がされておりますけれども、実際にもう 2 月の半ばを過ぎた状況の中で、工事が追加で行われるというのに、3 月 31 日で大丈夫なのかという疑問が、金額から見ても、例えば数百万単位のもんじゃないで結構な金額で、ちゃんと年度内の 3 月 31 日っていうのが守られるのか。当然、議決の、今契約はされてますけどね、議決後とかなると、いや、そこからこの追加の工事に入るとなると、大丈夫かなこれはっていうのが、私、素人だからかもしれませんが、そういう懸念があるんですけど、そこらあたり、しっかりしたご答弁をちょっといただきたいというふうに思います。

設計技術班長 今回の変更事項につきましては、工事の途中で確認をされたものでありまして、特に海の工事ですので、大型の船舶などを借りてきております。そういった状況から、現場において確認された事項を書面で、工事打ち合わせ簿という形で変更を指示し、すでに工事の方、現場の方は一応完了した状況となっております。

重村委員 はい、わかりました。当然、そういう工事の本契約の期間の中で、そういう追加の工事が必要だと認められたものっていうのは、新たになっていうわけにもいかないでしょうから、その工事の途中の中で実施されて、もう完了してるという認識だということです。それであればなんとなく、もう少し契約をきちんと早くしてね、出すべきものなのかな。この年度末になって、こう出てくるっていうのもどうなのかなっていう思いもあるんですけど、そこらあたりっていうのは、この時期でないと、最終的にはその精査をして契約とかいうのが結べないということもあったかもしれません。そこらあたり、確認だけお願いしたいと思います。

設計技術班長 今委員のおっしゃられましたとおり、工事の方の契約、現場の方が完了して、速やかに変更の精査を行った段階が、たまたま今回の議案のタイミングと重なったということになります。

重廣委員長 ほかにございませんか。今一度、議案第 22 号の全般にわたりご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 35 号「工事請負契約の締結について（長門市畜産団地（オケ原）造成工事（第 2 工区））」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 補足は特にございません。

重廣委員長 補足説明もないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、議案 35 号についていくつかお尋ねをいたします。まず、工期のことについて担当課にお尋ねできればと思うんですけども、今回の第 2 工区というふうな造成工事になっておりますけど、これ、第 1 工区の養鶏場のための造成の 2 回目の工事というか、これが本体工事ということになるんでしょうけれども、金額的には、工期については来年度、令和 8 年度中の完成ということで、今回の入札ということでよろしいですか。

農林水産課課長補佐 委員お見込みの通りでございます。

田村委員 はい、工事についてわかりました。では、ちょっと入札についていくつかお尋ねをするんですけども、参考資料いただいております、入札参加業者及び入札金額というのが出ておまして、6 者が同じ金額で並んでおります。この中で、落札業者が決まっておりますけども、この落札業者の選出方法について担当課にお尋ねします。

監理管財課主幹 今回の入札に関しては、同額でありましたので、電子くじにより落札候補者を決定しております。

田村委員 はい。もう少しその選出方法を詳しく説明いただけますか。

監理管財課主幹 電子くじの実施方法については、応札者が入札書提出時に入力した 3 桁の数字、入札書提出日時及びシステムから発行される乱数を使用し、所定の算定により、システムで算定された結果により、落札者を決定しております。

田村委員 はい、わかりました。ですと、それぞれ、その業者さんが入力をされた数値にシステム側が持つてくる乱数をかけて、落札業者さんが選出されるということでした。例えば落札予測と言いますか、業者さん側に、どの数値を入力すれば落札をされる、落札ができるっていうふうな予測をすることは可能ですか。

監理管財課長 先ほどもお答えいたしました、この電子くじっていうのは、入札書提出日時、これは当然業者の方には分からないようになっておりますし、あと、乱数っていうのがシステム側が任意に入れる数字なので、業者側は、自分が選ばれるかどうかっていうのはわからないような仕組みになっております。

田村委員 はい、システム側に乱数があるので、その落札業者を事前に予測するのは不可能だということでした。で、今回の入札なんですけれども、落札者が出たので、それはありがたいことなんですけれども、こちらの表を見ますと、6 者が同じ金額で、もう 1 円単位と言いますか、千円単位にぴったり揃っております。この金額と低入札判断基準額が同じ金額になっておりますけれども、こういったことっていうのは起こりうるんでしょうか。

監理管財課主幹 今回、低入札判断基準額の方を設定しております、そちらの方を下回らない金額で入札されたことから、業者の積算能力の高さと企業努力によるも

のと考えております。

田村委員 入札予定価格と言いますが、これは、発注者側が設定する適正な価格競争と最低価格落札の基準。この工事の標準価格の目安というものです。で、低入札調査基準価格というのがあります。こちらも設定をされておりますけれども、これが不適切な低価格入札の履行可能性を確認するための調査ラインという解釈をしております。で、低入札判断基準額、今回の6者が並んだ金額ですけれども、これが失格となる低価格ライン、これを下回るともう失格ということになります。ここから上、並んだので、今回はくじ引きとなっておりますけど、この低入札判断基準額というのが、不適切なダンピング入札を排除して、品質と業者さんの労働条件を守るための失格ラインというものになっております。6者さん、それぞれ経営状態も違うと思っておりますけれども、これが横並びになるっていうことに少し違和感があるんですけども、この積算、何に基づいて、その積算ソフト、高性能なもの使われてるんだと思っておりますけれども、これ何に基づいて、もちろん数値が必要だと思うんですけども、まずは、入札予定価格って事前に公表されてないですよ。

監理管財課主幹 今回の入札に関しては事後公表としております。

田村委員 この事後公表の数字を、だから業者さんですよ。入札予定価格があつて、その何%かっていう金額設定されてるのかわかんないですけど、低入札調査基準価格っていうのがあつて、その下に低入札判断基準額っていうのがあつて、今回ここです。これ、どうやって予測するんですか。

監理管財課主幹 まず、低入札調査基準価格の算出方法でございますが、直接工事費以外の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各諸経費において40%から90%をかけた合計の金額になります。そして、判断基準額につきましては、先ほど言いました調査基準価格に0.98をかけて算出してございまして、調査基準価格から2%を差し引いた金額になります。

田村委員 40%から90%。「70%」と呼ぶ者あり)70%。70%から90%という係数かけて設定をされると言われてた金額ですけれども、その70%から90%の、どれに70%、どれに90%をかける、4つぐらい費目を言われてましたけど、これについては公表されてるんですかね。

監理管財課主幹 はい、公表しております。

田村委員 はい。ということは、業者さんの直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が全て一緒ってということですか。

監理管財課主幹 共通仮設費、現場管理費、一般管理費のかける割合は示しておりますが、直接工事費は、各業者、若干の、千円単位か百円単位かわかりませんが、やっぱり業者ごとに、ちょっと違うと思っております。その中で、最終的には端数を切りますので、最終的に一緒になったと考えております。

田村委員 千円未満を切り捨てたりして一緒になったというふうなご答弁だったのか

などというふうに思いますけれども、そういったところも、市が設定をしてくるであろうという金額を予測するのが高性能な積算ソフトというふうなものなのかなというふうに、ちょっとなかなか納得はいきませんが、そういうふうに解釈をいたします。で、1件だけ、7件目ですね、落札と言いますか、くじ引きの対象にならなかった7件目がありますけれども、こちらのほうは地道に積算を積み上げていかれたというような認識でしょうか。

監理管財課主幹 業者の直接工事費を弾くにあたって、やはり取引業者とか材料に関しては、ほぼ違いますので、そういう部分で、直接工事費から、少し金額が変わると、そのまま諸経費を積み上げていくので、若干、ほかの6者よりもちょっと高い金額になったのではないかなと考えております。

田村委員 それでは、私は最後にします。わかりました。今回、6者がこうやって低入札判断基準額で並ぶということに私はちょっと違和感を覚えたんですけども、それぞれが高性能な積算ソフトをご利用になっているという面において、こういったことは起こり得るというふうな担当課の認識でよろしいですか。

監理管財課主幹 今回の工事につきましては、6者一緒でありましたけど、これまでの条件付きではない普通の指名競争入札等においても、土木工事においては2者ないし3者が同額のとことがあります。

田村委員 こういったことは、あるという認識でよろしいのかということをお尋ねをしまして、2者か3者があったから今回の6者が違和感ないというふうなことを私は申し上げてるわけじゃないんですが、わかりました。これは後ほど、副市長にお尋ねします。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、議案第35号の全般にわたり、ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、副市長にお尋ねをいたします。今回、低入札判断基準額、ここを下回ると失格ですよという最低ラインに綺麗に6者並んだという入札が行われておりますけれども、これに対して副市長の見解をお願いいたします。

大谷副市長 先ほど担当課から説明がございましたように、やはり最近の入札状況を見ておりまして、先ほど指名競争入札で2者から3者と申しましたが、大体指名競争入札の場合は最大10者でございます。その中で、2、3割の社が同一価格で入札するということが多々あるということは、私も指名審査会の会長として見てきております。そして、今回は条件付き一般競争入札という中で、多くの会社から入札申し込みがあったわけですが、その中で6者が一致したということについては、やはり最近の動向を見ておりまして、先ほど委員がおっしゃったように、高額な、そして高性能の積算ソフトと言いますか、そういったソフトの在り様と、それから各社の企業努力、これら賜物の結果が今回6者で、数としては大変多くございまして、一致したのではないかと、私もそのように考えているところでございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 35 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。これで総務産業常任委員会を散会いたします。どなたもご苦労様でした。

— 散会 9:54 —